

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

小型月着陸実証機「SLIM」

日本初の月面着陸を目指すJAXAの小型探査機で、今月20日午前0時頃に着陸降下を開始。成功すれば世界で5カ国目。月への高精度着陸技術の実証などが目的。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/15(月) 仏滅 ダボス会議(スイス)

16(火) 大安

17(水) 赤口 阪神大震災から29年、芥川賞・直木賞選考会

18(木) 先勝 冬季ユース五輪(～2月1日)

19(金) 友引

20(土) 先負 大寒

21(日) 仏滅

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

1/8(月) 成人の日

9(火) 33,763 △386 144.06 △1.00

10(水) 34,442 △679 144.93 ▼0.87

11(木) 35,050 △608 145.39 ▼0.46

12(金) 35,577 △527 145.14 △0.25

1月から適用される主な制度(その他)

相続・贈与関連以外の制度は以下のとおりです。

◎**新NISAの開始**……上場株式等から得られる利益が非課税となるNISAについて、一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠(年間投資上限120万円)」と、幅広い投資商品が対象となる「成長投資枠(同240万円)」の併用により年360万円まで投資可能となり、無期限で保有できる制度に変わります。なお、非課税保有限度額は買付額ベースで1800万円(うち成長枠は1200万円まで)です。

◎**電子帳簿保存法の改正**……*請求書や領収書等を電子データで授受する「電子取引」について、授受した電子データを要件(改ざん防止や検索機能など)に従い保存できない相当の理由がある場合は税務調査の際に電子データ及び出力書面の提示等ができるようにしておくことで認められる猶予措置の新設(出力書面のみの保存を認める措置は廃止)など、*紙の国税関係書類をスキャナで読み取ったデータで保存する「スキャナ保存」について、解像度・階調・大きさ情報を不要とするなどが実施されます。

◎**住宅ローン減税の借入限度額引下げ等**……住宅ローン残高の0.7%を最大13年間、所得税額等から控除する住宅ローン減税について、*新築・買取再販住宅に係る借入限度額の引下げ(令和6年度改正で子育て世帯等は5年までの限度額を据置き予定)、*1月以降に建築確認を受けた新築住宅で省エネ基準を満たさない場合は本制度の対象外となります。

◎**エコカー減税等の基準引上げ**……燃費や排ガス性能に優れた自動車の自動車重量税を減免する「エコカー減税」や、購入時に燃費性能等に応じて課税する「環境性能割」の適用基準が引上げられます。

■この記事の詳細は、情報BOX201502

給与所得者に副収入等がある場合は

年末調整が済んでいる給与所得者でも、フリマアプリやネットオークションを利用した取引などによる副収入等があり、給与所得及び退職所得以外の所得が合計20万円を超える場合は確定申告が必要となります(生活に使用した資産の売却による所得は非課税)。

副収入等の所得が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はないとされていますが、これは20万円以下の所得を申告しなくてもよいという規定ではありません。例えば、医療費控除や寄附金控除などの適用を受けるために還付申告を行う場合は、副収入等による20万円以下の所得も併せて申告をする必要があります。

協会けんぽから届く「医療費のお知らせ」

協会けんぽは加入者の医療費情報が記載された「医療費のお知らせ」を今月中旬から事業主に順次送付しています。

医療費控除の適用を受ける方は、「医療費のお知らせ」を添付することで「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができますが、お知らせに記載されている医療費は令和5年8月診療分までとなっているため、9月～12月診療分は領収書に基づき明細書を作成する必要があります。また、保険適用外の費用なども記載されていません。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年1月から適用される制度の概要（相続・贈与関連を除く）

◆新NISA制度の開始

新NISAは一定の投資信託を対象とする「つみたて投資枠」と、幅広い投資商品が対象となる「成長投資枠」で構成され、両者の併用により年間360万円まで投資が可能となります。

ただし、新NISA口座で保有できる商品の金額（非課税保有額）には、買付額ベースで1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）の限度額が設定されており、年間投資上限額の範囲内でも限度額を超えて投資することはできません。なお、非課税保有額は保有する商品を売却することで減少し、減少分は翌年以降、年間投資上限額の範囲内で新たな投資に利用できます。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限度額	1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで） ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	
投資対象商品	積立・分散投資に適した投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	

◆電子帳簿保存法の改正

【電子取引に関する改正】

・税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに対応できるようにしている場合は検索機能の要件を不要とする措置の対象者を、①基準期間（前々期）の売上高が5,000万円以下である事業者、②電子取引データの出力書面を日付及び取引先ごとに整理された状態で提示等ができる事業者とします。

・授受した電子取引データを要件に従って保存することができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、税務調査等の際に電子取引データのダウンロード及び出力書面の提示等の求めに対応できるようにしている場合は、保存要件を満たさない状態でのデータ保存を認める猶予措置を講じます。

※令和6年1月1日以後に行う電子取引について適用。

【スキャナ保存に関する改正】

・国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存要件を廃止します。

※解像度（200dpi以上）や階調（原則カラー画像）などの要件自体に変更はありません。

・スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報の確認要件を廃止します。

・スキャナで読み取った際に、帳簿との相互関連性の確保が必要となる国税関係書類を重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等の資金や物の流れに直結・連動する書類）に限定します。

※令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用。

◆住宅ローン減税における借入限度額の引下げ等

・令和6年・7年に入居する新築住宅と買取再販住宅（宅地建物取引業者により増改築等が行われた一定の住宅）に係る借入限度額は、認定住宅4,500万円、ZEH水準省エネ住宅3,500万円、省エネ基準適合住宅3,000万円に引下げとなります。

※令和6年度税制改正により、夫婦のどちらかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族がいる者については借入限度額の上乗せ措置を実施し、令和4年・5年入居と同額の借入限度額とする予定。

・令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、省エネ基準を満たさない場合は原則として住宅ローン減税の対象外となります。

◆エコカー減税や環境性能割の基準引上げ

・排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対し、自動車重量税を性能に応じて免税・軽減する「エコカー減税」は、燃費基準70%以上達成車を対象とするなど基準を引上げます。

・自動車を取得した際に、取得価額に対して燃費性能等に応じた税率を課税する「環境性能割」は、燃費基準70%以上達成車を軽減対象とするなど基準を引上げます。